平成２２年（フ）第５０号
埼玉県所沢市東所沢２丁目50番地の２　パステル新郷Ｂ―202
債務者　金尾　直美
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５７号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保224番地１
キャッスルメジェール第３三芳101号
債務者　奥山　正富
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５８号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保224番地１
キャッスルメジェール第３三芳101号
債務者　奥山征紀以
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７６号
埼玉県狭山市祇園18番31号、前住所埼玉県春日部市大沼５丁目96番地２　プチコート広木201号
債務者　滝田　　豊
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９３号
埼玉県富士見市西みずほ台３丁目14番地５　ホーリーグラウンドみずほ台221
債務者　姥神　　忍
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１０６号
埼玉県坂戸市元町57番地18　アゼリアコーポ102号室
債務者　横山　征夫
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１０７号
埼玉県坂戸市大字堀込34番地３
債務者　笠原　敦子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８５号
埼玉県東松山市和泉町10番７号　コンフォート21
債務者　丸　　正美
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第９１号
埼玉県熊谷市上之1100番地157
債務者　篠原　志保
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４号
埼玉県秩父市大野原828番地３
債務者　亀田　教子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第５号
埼玉県秩父郡長瀞町大字長瀞1302番地２
債務者　中畝　信子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第８０号
新潟県新潟市江南区船戸山３丁目３番20号　ヴィラ・ランコントレＡ104号、前住所新潟県新潟市東区津島屋７丁目183番地３
債務者　工藤　佳和
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６０３号
静岡県伊東市宇佐美34番地、前住所静岡県島田市阪本693番地
債務者　望月　雅幸
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第６０４号
静岡県伊東市宇佐美34番地、前住所静岡県島田市阪本693番地
債務者　望月　夏美
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第６号
静岡県伊豆の国市長岡348番地の１　レジデンス土屋305号、前住所静岡県伊豆の国市小坂240番地の１
債務者　吉村　節子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２２号
静岡県沼津市下香貫木ノ宮872番地の２
債務者　宇田川トメ
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２３号
静岡県沼津市下香貫木ノ宮872番地の２
債務者　杉山かほる
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係